津自動車検査登録事務所の管轄区域（熱海市、三島市、伊豆市、下田市、伊豆の国市、賀茂郡及び田方郡を除く。）	沼津
津自動車検査登録事務所の管轄区域（熱海市、三島市、伊豆市、下田市、伊豆の国市、賀茂郡及び田方郡に限る。）	伊豆

」を「沼津自動車検査登録事務所の管轄区域（熱海市、三島市、伊豆市、下田市、伊豆の国市、賀茂郡及び田方郡を除く。）内

沼津自動車検査登録事務所の管轄区域（熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、御殿場市、下田市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、賀茂郡、田方郡、駿東郡（小山町に限る。）及び富士郡を除く。）内	沼津
沼津自動車検査登録事務所の管轄区域（熱海市、三島市、伊東市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、賀茂郡及び田方郡に限る。）内	伊豆
沼津自動車検査登録事務所の管轄区域（富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、駿東郡（小山町に限る。）及び富士郡に限る。）内	富士山

」に改める。

（道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律施行規則（昭和三十九年運輸省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

第三号様式注(1)中「陸運支局」を「運輸監理部、運輸支局」に改め、同様式注(1)の表中「山梨

山梨	YN
富士山	YNF

」を「伊豆

伊豆	SZI
富士山	SZF

」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十年十一月四日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前に道路運送車両法の規定により登録された自動車登録番号又は指定を受けた車両番号であって、この省令の施行により新たに自動車登録規則第十三条又は道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第三十六条の十七、第三十六条の十八若しくは第六十三条の二第四項に規定する基準に適合しなくなったものについては、これらの規定に規定する基準に適合するものとみなすことができる。

○国土交通省令第九十一号

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第二十五条第二項、第三十三条第一項及び第二項並びに地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令（平成二十年政令第三百三十七号）第二条第一号ハ、第七条第二項及び第十五条第三号の規定に基づき、国土交通省関係地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則を次のように定める。

平成二十年十月三十一日

国土交通大臣　金子　一義

国土交通省関係地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則

（地域における歴史的風致の形成に寄与する施設）

第一条　地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令（以下「令」という。）第二条第一号ハの国土交通省令で定める施設は、休憩所、舟遊場、弓場、記念碑、時計台その他これらに類するものであって地域における歴史的風致の形成に寄与するものとする。

（都市公園の管理の公示）

第二条　市町村は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（以下「法」という。）第二十五条第一項の規定により都市公園の維持等を行おうとするとき、及び都市公園の維持等を完了したときは、都市公園の名称及び位置、公園施設の種類、名称及び設置の場所（公園施設の新設、増設若しくは改築を行おうとするとき、及び当該行為を完了したときに限る。）並びに都市公園の維持等の開始の日（都市公園の維持等を完了したときにあっては、当該都市公園の維持等の完了の日）を公示するものとする。

（公園管理者の権限を代行した場合における公園管理者への通知）

第三条　令第七条第二項の規定による通知は、次の各号に掲げる場合ごとに、それぞれ当該各号に定める事項を示して行うものとする。

一　都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第五条第一項又は第六条第一項若しくは第三項の規定による許可を行った場合　次に掲げる事項

イ　許可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名

ロ　許可に係る公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用の目的、期間及び場所

ハ　許可に係る公園施設又は都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第十三条第一号に規定する占用物件の構造

二　都市公園法第九条の規定による協議を行った場合　次に掲げる事項

イ　協議の相手方の名称、代表者の氏名及び住所

ロ　協議に係る都市公園の占用の目的、期間及び場所

ハ　協議に係る都市公園法施行令第十三条第一号に規定する占用物件の構造

三　都市公園法第二十二条第一項の規定により協定を締結した場合　協定の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名

四　都市公園法第二十六条第二項又は第四項の規定による必要な措置の命令を行った場合　次に掲げる事項

イ　命令の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名

ロ　命令の内容

五　都市公園法第二十七条第一項又は第二項の規定による処分（以下この号において「監督処分」という。）を行った場合　次に掲げる事項

イ　監督処分の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名

ロ　監督処分の内容

2　前項第三号の協定を締結した認定市町村は、令第七条第二項の規定により公園管理者に通知する場合においては、当該協定又はその写しを併せて送付しなければならない。

（歴史的風致維持向上地区計画の区域内における行為の届出）

第四条　法第三十三条第一項の規定による届出は、別記様式第一による届出書を提出して行うものとする。

2　前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

一　土地の区画形質の変更にあっては、次に掲げる図面

イ　当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面で縮尺千分の一以上のもの

ロ　設計図で縮尺百分の一以上のもの

二　建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の新築、改築、増築若しくは移転又は用途の変更にあっては、次に掲げる図面

イ　敷地内における建築物等の位置を表示する図面で縮尺百分の一以上のもの

ロ　都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第三十四条第二項に規定する建築物の緑化施設の位置を表示する図面（歴史的風致維持向上地区整備計画において建築物の緑化率の最低限度が定められている場合に限る。）で縮尺百分の一以上のもの